

協議第 4 9 号

農林水産関係事業の取り扱いについて

農林水産関係事業の取り扱いについて提出する。

平成 1 6 年 5 月 1 1 日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲 斐 利 幸

農林水産関係事業の取り扱いについて（合併協定項目番号：36）

農業林水産関係事業については、次のとおりとする。

1 農業委員会関係の取り扱い

（1）農業委員会の委員の報酬、費用弁償、会長交際費等については、合併までに調整する。

（2）家族経営協定については、現行のまま新町に引き継ぐ。但し、協定締結者への祝い金制度については、新町において検討する。

（3）農業農村理解事業については、後継者対策の取り組みとして、新町において実施する。

2 農業関係事業の取り扱い

（1）各種計画

各種計画については、新町において速やかに策定する。

（2）国・県補助事業

国・県補助事業については、原則として新町においても引き続き実施する。

（3）町村単独補助事業

町村単独補助事業については、新町において検討する。

（4）農業関係協議会等負担金・会費

農業関係協議会等負担金・会費については、新町において検討する。

3 林業関係事業の取り扱い

（1）各種計画

市町村森林計画整備等については、新町において計画の見直しを行う。

（2）国・県補助事業

国・県補助事業については、原則として新町においても引き続き実施する。

（3）町村単独補助事業

町村単独補助事業については、新町において検討する。

(4) 林業関係協議会等負担金・会費

林業関係協議会等の負担金・会費については、新町において検討する。

4 水産関係事業の取り扱い

水産関係各種補助金については、新町において検討する。

5 農林業土木関係事業の取り扱い

(1) 国・県補助事業については、原則として新町においても引き続き実施する。

(2) 町村単独事業については、新町において検討する。

(3) 分担金

各種事業分担金については、合併までに調整する。但し、合併迄に着手した事業については、旧町村の例による。

(4) 農林部局所管施設

農林部局所管施設については、現行のまま新町に引き継ぐ。

6 地籍調査事業の取り扱い

地籍調査事業については、現行のまま引き継ぎ新町においても実施する。

平成16年5月11日確認

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 地
事務事業番号	3 6 - 1 (1)	事務事業名	農業委員会の委員の報酬、費用弁償、会長交際費等

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	片倉 城司

調整方針	農業委員会の委員の報酬、費用弁償、会長交際費等については、合併までに調整する。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
農業委員会等補助事業等補助金	農業委員会等補助事業等補助金 区分 1 農業委員会交付金 平成 14 年度 5,492,000 円	農業委員会等補助事業等補助金 区分 1 農業委員会交付金 平成 14 年度 2,995,000 円	農業委員会等補助事業等補助金 区分 1 農業委員会交付金 平成 14 年度 3,466,000 円	
委員の報酬	年額 会長 165,000 円 委員 153,200 円 報酬の支払い方法については、二半期毎に 6 ヶ月分を各委員に渡している。	年額 会長 163,000 円 委員 151,000 円 報酬の支払い方法については、二半期毎に 6 ヶ月分を各委員に渡している。	年額 会長 200,000 円 副会長 180,000 円 委員 175,000 円 報酬の支払い方法については、四半期毎に費用弁償と併せて 3 ヶ月分を各委員の口座へ振り込んでいる。	
委員の費用弁償	車賃 (1 kmにつき) 37 円 日当 1 日 2,200 円 宿泊料 甲地方 13,000 円 乙地方 12,000 円	車賃 (1 kmにつき) 37 円 日当 1 日 2,200 円 宿泊料 甲地方 13,000 円 乙地方 12,000 円	車賃 (1 kmにつき) 25 円 日当 半日 1,000 円 1 日 1,500 円 宿泊料 甲地方 12,000 円 乙地方 10,000 円	
会長交際費	90 千円	50 千円	110 千円	
定例会	1 回 / 1 月	1 回 / 1 月	1 回 / 1 月	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 地
事務事業番号	3 6 - 1 - (2)	事務事業名	農業委員会関係 (家族経営協定)

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	片倉 城司

調整方針	家族経営協定については、現行のまま新町に引き継ぐ。但し、協定締結者への祝い金制度については、新町において検討する。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
家族経営協定	平成10年 4組 平成14年 26組 計 30組	協定者あり。 平成8年度～平成13年度 協定者数 66人	協定締結者なし。	継続して締結推進を図る。
協定締結者への祝い金制度	実施なし	協定締結者への祝い金：20,000円 実績：平成13年度 9組 平成14年度 5組 平成15年度 6組 (H16.2現在)	実施なし	祝い金制度については清和村のみ実施しているため検討を要する。

協定内容	内 容
作業計画	作業を効率的にすすめるために、1週間のはじめには、ミーティングを行う。 毎月1回は、今後の作業計画について会議を開く。
休日・休暇・労働時間	部門や栽培時期によって一律には定められないので、各自の作業状況を見て休日をとる。ただし、全員が1週間に1日は休日をとれるよう工夫する。 労働時間は1日8時間、ただし農繁期はこの限りではない。昼休みは 時間、休憩は午前と午後に分ずつとる。休日は月に 回、自由に過ごすこととする。 休日は隔週の日曜日とする。 冬期間(12~3月)のえのき茸栽培期間中は、日曜日を休日とする。アスパラガスと水稲栽培の期間中は折を見ながら休日をとる。 花卉栽培の労働ピークである夏場は、労力確保のためパート従業員を雇用する。 産前産後の休暇、育児専念については話し合いによって決める。
給料・収益配分	と と と に定められた給料を支払う。金額は青色申告に定めた額とする。 農業経営から生じた収益については、毎月20日にそれぞれの口座に振り込み、その額は別に定める。 給与月額： 円 給与月額： 円 給与月額 円 なお、収益の状況によりボーナスを支給する。 は農業経営上生じた収益の一部を と に配分する。 配分対象となる収益は、農業経営から生じたすべての収益とし、配分割合は %とする。 収益配分の方法及びその時期については、 と と と が協議して決める。 収益が予想を上回った場合には、家族で協議のうえ賞与として分配することができる。
研修会への参加	研修会、研究会、視察、旅行などは積極的に夫婦単位や単独でも参加する。
経営移譲	と が所有する経営権及び経営用資産を将来移乗するにあたっては両者の合意及び長男との話し合いによって決める。 当面は、 の農業者年金の受給開始を機に長男とその妻に経営権を移乗するものとする。 (現在の経営主)が60歳になったとき経営及び家計を移乗する。また、 (後継者)は、退職金を支給する。

生活に関する協定

協定内容	内 容
家事分担	家事一般は妻が主体的に担い、健康管理、交際は2人で相談のうえ決定、家庭管理は夫、花の栽培は妻の担当とするが、お互いに協力を惜しまない。 家事の主体は があたるが、長男の妻も協力する。ただし、別居している部分については、それぞれ夫婦が協力してあたる。
家計	年金は家計費にあて、農業収入は主として共済掛金、家屋の維持費、小旅行にあてる。 共通の生活費はそれぞれ(4人)の報酬から出し合い、その計画と管理は主として があたる。 特別な経費については、その都度、家族の話し合いで決める。
住まい	住まいは原則として夫婦単位とし、それぞれの世帯は別とする。
健康管理	年1回は健康診断(人間ドック)を受診する。
旅行等	各種講演会、観劇、音楽会など都合のつく限り2人で出かける。 一年に一度夫婦で旅行をし、そのうち二年に一度は海外旅行とする。 二人で屋外スポーツを楽しむ。
介護	と の介護については、可能な限りお互いが行う。また、その手助けは後継者となる者が行うことを原則とするが、具体的な方法は家族の話し合いによって決める。
資産	資産については、可能な限り贈与等によって (妻)の所有物を増やしていく。 相続については と の協議のもとに時期、方法などを決める。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 地
事務事業番号	36-1-(3)	事務事業名	農業委員会関係(農業農村理解事業)

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	片倉 城司

調整方針	農業農村理解事業については、後継者対策の取り組みとして、新町において実施する。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
農業農村理解事業	<p>関連事業(総務課にて実施)</p> <p>名称: 矢部町後継者結婚対策協議会</p> <p>目的: 少子高齢化が進む中、町民一人一人が生涯の伴侶と幸せな人生を送るため幅広い年代を対象に後継者の育成に資すること</p> <p>事業内容: 現状の把握と委員相互の情報収集と交換 地域住民の意識の高揚と事業への積極的な参加を促す 結婚希望者への直接的な推進(積極的な結びつけ活動) その他本会の目的達成に必要と認めた事業</p> <p>構成員: 町農業委員会代表3名、JA上益城矢部支所代表2名、商工会代表2名、有識者1名、矢部町婦人会代表1名、4H農業後継者クラブ1名</p> <p>役員: 会長1名、副会長1名、監事2名、事務局長1名</p> <p>報酬等: 相談員 30,000円/年</p> <p>事業費: 630,000円</p>	<p>事業: 結婚相談員設置 結婚報奨金交付事業 農業農村理解事業推進員設置</p> <p>目的: 農業農村の担い手の若者定住確保において、後継者のよき理解者となる配偶者対策を展開するため、専任の推進員を配置し、後継者対策部及び結婚相談員と連携し、幅広い年代を対象とした後継者対策結婚推進のため積極的に活動を展開する。</p> <p>報酬等: 結婚相談員(6名) 20,000円/年 成立報奨金 50,000円 結婚推進員(嘱託報酬) 6,500円/日 成立報奨金 30,000円 年報酬 20,000円 結婚祝金(報奨金) 20,000円</p> <p>事業概要: 村内外後継者交流会 アグリ体験 スキー体験旅行 独身男性セミナー 全国結婚研究研修</p> <p>事業費: 5,000,000円</p> <p>実績: 平成13年度 9組 平成14年度 5組 平成15年度 6組</p>	<p>名称: 蘇陽町後継者結婚対策</p> <p>目的: 町の活性化を進める上で、蘇陽町に住所を有し、且つ、定住の意思がある者の婚姻を促進し、蘇陽町の後継者問題に取り組むものである。又、目的を達成するため、国際結婚等も含めた幅広い取り組みを行うため、見識ある経験豊かな人で、幅広く展開できる町民に委託して、事業の推進をはかる。</p> <p>事務局: 農業委員会 結婚推進委員: 町は後継者結婚推進委員を任命する 任期 2年とし、再任を妨げない。</p> <p>後継者名簿: 結婚推進委員は名簿により、後継者に花嫁花婿の紹介及び相談に応ずる。</p> <p>活動内容: 町内在住又は結婚を機に定住する者を対象に結婚の仲介をおこなう。 町内及び町外との交流会の実施 国際結婚に関する調査、研究 必要に応じ活動報告や意見交換会を行う。 その他結婚問題に関する情報収集。</p> <p>現在、休止中</p> <p>関連事業(総務課にて実施)</p> <p>事業名: 蘇陽町後継者結婚に伴う結婚祝金交付事業</p> <p>目的: 本町の産業の発展を図るため、後継者の結婚に伴い結婚祝い金を交付し、次代を担う若い後継者の就業の定着化を推進すること。</p> <p>対象者: 結婚後も本町内に住居を有し、後継者となる者 後継者として町長が認める者</p> <p>支給額: 1律 50,000円</p>	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	3 6 - 2 - (1)	事務事業名	農業関係事業（各種計画）

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	各種計画については、新町において速やかに策定する。
------	---------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
農業関係各種計画				
1、農業振興地域整備計画				
2、地域農業マスタープラン				
3、農業経営基盤強化の促進に関する市町村基本構想				
4、水田農業振興計画				
5、酪農・肉用牛生産近代化計画				
6、飼料増産推進計画				
7、農林業活性化基盤整備計画（中山間地域活性化計画）				
8、中山間地域等直接支払基本方針				
9、その他の計画				
<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業計画 計画期間 H15～H20 				
<ul style="list-style-type: none"> ・田園環境整備計画 計画期間 H14～ 				
<ul style="list-style-type: none"> ・防衛施設周辺障害防止対策事業計画 				

- 農業関係 各種計画 -

計画名	計画内容	関係法令等	
農業振興地域整備計画	農業振興の基本方向、農業経営構造改善、農産物流通加工対策強化、農業基盤の整備開発、新しい農村生活環境の整備、主要食料の需給及び価格の安定対策 農用地利用計画、農業生産基盤整備開発に関する事項 農業近代化施設の整備に関する事項 他	農業振興地域の整備に関する法律	
地域農業マスタープラン	認定農業者の育成、農業法人の育成、多様な担い手の育成、女性農業者の育成・参画、高齢者活動グループ育成、新規就農者の確保、担い手への農用地の利用集積、主要作目の生産振興 関係機関、団体及び農業者を含む地域関係者間の連携・調整するための一元化・計画の具体化に必要な事業の計画推進、振興管理及び総合的な評価	農業経営総合対策推進事業	
農業経営基盤強化の促進に関する市町村基本構想	農業経営基盤の強化の促進に関する目標 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 農地保有合理化事業を行う法人に関する事項	農業経営基盤強化促進法	
水田農業振興計画	水田における土地利用型農業の活性化のため担い手への集積、生産技術、水田の高度利用	主要食糧の需給及び価格安定に関する法律	
酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標 酪農経営の又は肉用牛経営の改善の目標 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置 飼料の自給度の向上のための措置	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	
飼料増進推進計画	飼料増産目標 飼料作物生産指標	熊本県飼料増産戦略会議設置要領	
農林業活性化基盤整備計画 (中山間地域活性化計画)	農林業その他の事業の活性化の目標 農林業等活性化基盤整備促進事業に関する事項 農林業生産の基盤整備(高原野菜、畜産、果樹等の複合農業政策)及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であって、農林業等活性化基盤整備促進事業に関連して実施されるものに関する事項他	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	
中山間地域等直接支払基本方針	耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から農業生産条件の不利を補正する此の制度を実施する直接支払いを円滑かつ効果的に実施する為の方針(集落協定、個別協定の共通事項、集落相互間の連携、交付金使用方法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標を定める)	中山間地域等直接支払交付金実施要領	
その他の計画	農業農村整備計画	環境との調和に配慮した農業農村整備(農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う事業) 田園環境整備マスタープランに基づく事業	環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱
	田園環境整備計画	農業農村整備事業において田園環境創設への転換が基本原則とされ、事業実施に際しては環境と調和への配慮が求められることになり、田園環境整備マスタープランの策定を目的とする	
	防衛施設周辺障害防止対策事業	大矢野原演習場の荒廃が保有水の低下となり、干ばつの被害を発生している。よってこれらの被害を防止するため、用水路改修を実施する	大矢野原演習場周辺農林業施設助成事業交付規則

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	3 6 - 2 - (2)	事務事業名	農業関係事業 (国・県補助事業)

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	国・県補助事業については、原則として新町においても引き続き実施する。
------	------------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
国県補助事業 (ソフト分)	中山間地域等直接支払事業 288,286 千円	中山間地域等直接支払事業 61,326 千円	中山間地域等直接支払事業 29,745 千円	
	水田農業経営確立対策指導推進事業 1,550 千円	水田農業経営確立対策指導推進事業 1,028 千円	水田農業経営確立対策指導推進事業 1,414 千円	
	大家畜経営維持緊急資金等利子補給事業 14 千円	大家畜経営維持緊急資金等利子補給事業 916 千円	大家畜経営維持緊急資金等利子補給事業 8 千円	
	農業制度利子補給事業 1,070 千円	農業制度利子補給事業 1,189 千円	農業制度資金利子補給事業 327 千円	
	農業生産総合対策事業 916 千円	農業生産総合対策事業 927 千円		
	国営造成施設管理体制施設整備促進事業 4,785 千円	国営造成施設管理体制施設整備促進事業 542 千円		
	農業経営基盤強化促進事業費 118 千円			
	輸入急増農産物対応特別対策事業 458 千円			
	園芸振興産地育成対策事業 21,526 千円			
	茶園安定対策事業 2,528 千円			
		担い手育成基盤整備関連流動化促進事業 105 千円		
		熊本県地域特産物育成強化事業 1,350 千円		
		熊本県地域特産振興総合事業 5,000 千円		
		畜産環境整備リース事業 23,152 千円		
			グローバル化対応果樹山地整備事業 2,259 千円	
		畜産振興事業 850 千円		
		高品質肉用牛繁殖基盤整備事業 209 千円		

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	3 6 - 2 - (3)	事務事業名	農業関係事業 (町村単独補助事業)

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	町村単独補助事業については、新町において検討する。
------	---------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等			
町村単独 事業 (ソフト分)	認定農業者協議会助成事業	150 千円	認定農業者協議会補助事業	250 千円	認定農業者の会助成事業	470 千円	
	矢部町たばこ耕作振興会助成事業	50 千円	たばこ耕作振興協議会活動補助事業	100 千円	葉タバコ振興協議会助成事業	54 千円	
	有害鳥獣被害防止電気柵設置事業	2,868 千円	有害鳥獣被害防止電気柵設置事業	962 千円			
	町指定牛助成事業	1,000 千円	村指定牛助成事業	540 千円			
	矢部町野菜振興会助成事業	750 千円			野菜振興協議会助成事業	50 千円	
	矢部町茶業協会助成事業	297 千円			茶業振興協議会補助事業	162 千円	
	茶品評会出品助成事業	750 千円			茶品評会出品助成事業	300 千円	
	矢部町有機農業協議会助成事業	500 千円	農業後継者特別支援事業	1,701 千円	農村女性グループ連絡協議会助成事業	117 千円	
	野菜花卉振興会育成助成事業	1,000 千円	認定農業者経営基盤強化助成事業	96 千円	廃プラ協議会助成事業	125 千円	
	矢部町総合営農指導協議会助成事業	180 千円	農業担い手規模拡大推進事業助成事業	545 千円	果樹振興協議会助成事業	138 千円	
	農業後継者クラブ活動助成事業	70 千円	廃プラスチック処理事業	114 千円	牧野組合助成事業	206 千円	
	町総合営農指導連絡協議会助成事業	180 千円	環境保全農業型農業マルハナバチ等導入事業	985 千円	たばこ育苗施設助成事業	300 千円	
	家畜防疫獣医師会助成事業	45 千円	果樹導入事業	236 千円	アカバネ病予防注射助成事業	104 千円	
	中島棚田環境保全こども会助成事業	45 千円	栗剪定作業班設置事業	257 千円	農業経営災害維持資金利子補給事業	1,513 千円	
	上益城青年農業者交流会助成事業	170 千円	畜産環境保全対策事業	3,000 千円	基礎牛購入助成事業	1,188 千円	
	国営矢部開拓地域営農対策協議会助成事業	150 千円	和牛繁殖農家育成予防注射事業	260 千円	畜産共進会出品助成事業	70 千円	
	地域生産調整推進助成事業	1,975 千円	酪農家予防注射事業助成事業	218 千円	J A 阿蘇蘇陽中央支所振興助成事業	5,000 千円	
	イチゴ高設栽培調査助成事業	240 千円	肥育農家育成事業 (5 種混合予防注射)	1,787 千円	内訳 部会活動助成	2,050 千円	
	特殊農林産物植栽事業	322 千円	清和和牛部会育成補助事業	405 千円	野菜共同育苗助成	1,050 千円	
	矢部町茶園整備事業	889 千円	和牛研究会組織育成事業	430 千円	販売促進費	500 千円	
	家畜導入事業	1,076 千円			その他	1,400 千円	
	ふるさと水と土保全対策事業	300 千円					
	地域営農推進助成事業	2,000 千円					
	産地育成試験助成事業	179 千円					
	矢部町産業祭助成事業	500 千円					
	緊急特別融資利子補給事業	1,000 千円					

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	3 6 - 2 - (4)	事務事業名	農業関係協議会等負担金・会費

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	農業関係協議会等の負担金・会費については、新町において検討する。
------	----------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等	
負担金・会費	全国山村振興連盟熊本県支部負担金	164 千円	全国山村振興連盟熊本県支部負担金	120 千円	
	熊本県土改連事業割賦課金	300 千円	熊本県土改連事業割賦課金	147 千円	熊本県土改連事業割賦課金 279 千円
	郡土改連一般賦課金	30 千円	郡土改連一般賦課金	17 千円	郡土改連一般賦課金 10 千円
	熊本県技術者連盟協議会負担金	7 千円			
	熊本県農業農村振興対策協議会会費	10 千円	熊本県農業農村振興対策協議会会費	10 千円	熊本県農業農村振興対策協議会会費 10 千円
	県農業会議、郡農委会協議会負担金	249 千円	県農業会議、郡農委会協議会負担金	124 千円	県農業会議、郡農委会協議会負担金 141 千円
	農地集団化推進協議会負担金	5 千円	農地集団化推進協議会負担金	5 千円	農地集団化推進協議会負担金 5 千円
	自衛防疫協議会負担金	67 千円	自衛防疫協議会負担金	70 千円	自衛防疫協議会負担金 110 千円
	農業者年金連絡協議会負担金	20 千円		農業者年金連絡協議会負担金	8 千円
	上益城地方農業後継者育成対策協議会負担金	170 千円	上益城地方農業後継者育成対策協議会負担金	190 千円	
	上益城農業改良普及事業協議会負担金	113 千円	上益城農業改良普及事業協議会負担金	50 千円	阿蘇地域農業振興協議会負担金 118 千円
	九州茶主要産地町村協議会負担金	30 千円		九州茶主要産地町村協議会負担金	25 千円
	熊本県野菜振興対策協議会負担金	100 千円	熊本県野菜振興対策協議会負担金	100 千円	熊本県野菜振興対策協議会負担金 100 千円
	熊本県樹芸花卉協議会負担金	100 千円		熊本県樹芸花卉協議会負担金	100 千円
	熊本県物産振興協会負担金	50 千円	熊本県物産振興協会負担金	50 千円	
	熊本県茶技術者連盟協議会負担金	2 千円		熊本県茶技術者連盟協議会負担金	2 千円
	熊本県花卉協会上益城支部負担金	50 千円	熊本県花卉協会上益城支部負担金	30 千円	
	熊本県自給飼料協会負担金	10 千円	熊本県自給飼料協会負担金	10 千円	熊本県自給飼料協会負担金 10 千円
	熊本県畜産協会負担金	10 千円	熊本県畜産協会負担金	10 千円	熊本県畜産協会負担金 10 千円
	矢部清和地域肉用牛振興協議会負担金	293 千円	矢部清和地域肉用牛振興協議会負担金	145 千円	南阿蘇畜産振興協議会負担金 150 千円
	矢部清和地区農業者営農対策協議会負担金	255 千円	矢部清和地区農業者営農対策協議会負担金	190 千円	
	緑川上流栗協議会負担金	100 千円	緑川上流栗協議会負担金	100 千円	緑川上流栗協議会負担金 100 千円
	都市農山漁村交流活性化機械賛助会費	50 千円	都市農山漁村交流活性化機械賛助会費	50 千円	
	全国中山間地域振興対策協議会負担金	100 千円	熊本県山村協議会負担金	55 千円	日本ブルーベリー協会会費 60 千円
安全安心なお茶の生産販売対策事業補助金	750 千円	農業農村活性化構造推進会会費	50 千円	畜産振興補助事業負担金 360 千円	
J P 都市農村交流推進協議会負担金	50 千円	農村定住協議会負担金	40 千円		
郡青年農業者大会負担金	10 千円				

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (1)	事務事業名	林業関係事業（各種計画）

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調整方針	市町村森林整備計画等については、新町において計画の見直しを行う。
------	----------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
地域森林計画	<p>矢部町森林整備計画</p> <p>内容：熊本県の森林整備計画を基準に10年間の 民有林の造林事業や林道、作業道及びハ ード事業の計画樹立。</p> <p>計画期間：平成16年～平成25年</p>	<p>清和村森林整備計画</p> <p>内容：矢部町と同じ</p> <p>計画期間：矢部町と同じ</p>	<p>蘇陽町森林整備計画</p> <p>内容：矢部町と同じ</p> <p>計画期間：平成12年～平成21年</p>	<p>関係法令に対応した 計画</p>

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (2)	事務事業名	林業関係事業 (国・県補助事業)

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調整方針	国・県補助事業については、原則として新町においても引き続き実施する。
------	------------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
国県補助 (ソフト分)	間伐材流通促進対策事業 7,349 千円 高齢級間伐促進事業 1,939 千円	間伐材流通促進対策事業 4,025 千円 高齢級間伐促進事業 419 千円 特用林産活用施設近代化事業 1,088 千円 鹿捕獲対策補助事業 150 千円 しいたけ原木流通補助事業 293 千円	間伐材流通促進対策事業 11,590 千円 高齢級間伐促進事業 2,092 千円 しいたけ等商品化対策事業 1,000 千円	
	森林整備活動支援交付金事業 (平成15年度事業)	森林整備活動支援交付金事業 (平成15年度事業)	森林整備活動支援交付金事業 26,130 千円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (3)	事務事業名	林業関係事業 (町村単独補助事業)

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調整方針	町村単独補助事業については、新町において検討する。
------	---------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等			
町村単独事業 (ソフト分)	有害鳥獣駆除隊助成事業	1,979 千円	有害鳥獣駆除助成事業	330 千円	有害鳥獣駆除助成事業	300 千円	
	緑川森林組合共販所助成事業	869 千円	緑川森林組合林構事業	345 千円	阿蘇郡森林組合助成事業	10,000 千円	
	矢部町間伐事業	1,411 千円	流通公益保林整備事業	593 千円	(当該助成は、1 5 年度に終了)		
	緑の少年団活動助成事業	200 千円					
	民間林道開設補助事業	794 千円					
	特殊農林産物植栽事業	200 千円					
	大規模林道受益者組合助成事業	100 千円					

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (4)	事務事業名	林業関係協議会負担金・会費

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調整方針	林業関係協議会等の負担金・会費については、新町において検討する。
------	----------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
郡地域木材需要拡大推進協議会負担金	金額：40千円 上益城地域木材需要拡大推進協議会負担金 負担額内訳 矢部町 40,000円 清和村 40,000円 御船町 40,000円 嘉島町 40,000円 益城町 40,000円 甲佐町 40,000円 計 240,000円	金額：40千円 矢部町と同じ	金額：26千円 阿蘇地域木材需要拡大推進協議会負担金 負担額内訳 一の宮町 18,600円 阿蘇町 30,800円 南小国町 30,300円 小国町 34,600円 産山町 14,500円 波野村 17,100円 蘇陽 26,300円 高森町 41,600円 白水村 7,000円 久木野村 9,300円 長陽村 6,600円 西原村 13,300円	
熊本県緑化推進委員会負担金	金額：20千円 目的：この規則は、社団法人熊本県緑化推進委員会、定款第7条の規定に基づき、会費について必要な事項を定めるものとする。 会費：正会員 熊本県 2,000千円 市会員 30千円 町村会員 20千円 上記以外の会員 10千円 賛助会員 1口5千円(1口以上)	金額：20千円 目的：矢部町と同じ 会費：矢部町と同じ	金額：20千円 目的：矢部町と同じ 会費：矢部町と同じ	
熊本県林業構造改善事業協議会負担金	金額：37千円 負担金内訳：会費10,000円 負担金27,000円	金額：49千円 負担金内訳：会費10,000円 負担金39,000円	金額：258千円 負担金内訳：会費10,000円 負担金248,000円	
森林交付税創設連盟負担金	金額：20千円 1市町村あたり 20,000円	金額：20千円 矢部町と同じ	なし	

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (4)	事務事業名	林業関係協議会負担金・会費

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
財団法人 日本さくらの会 賛助会費	金額：5千円 内容：本会は、会員との情報交換の場を広げ、各種さくら振興事業を積極的に推進するため賛助会員を募集している。現在、日本のさくらの会の会員は、47 都道府県、292 市区、979 町村、153 法人・団体・個人会員 715 名と少なく、会員の拡大が課題である。 「さくら 100 万本植樹・愛護運動」にご理解、ご支援、ご協力を賜りたい。 昨年 11 月から本年 4 月までに、全国各地で 48,000 本の桜若木、苗木を配布するとともに、桜の愛護、品種保存、研究発表会を開催し、国際親善事業等を実施する。	金額：5千円 矢部町と同じ	なし	
森林・林業活性化センター負担金	金額：138千円 名称：緑川流域森林・林業活性化センター 目的：センターは、緑川流域内の森林の適正な管理、林業事業体の再編・体質強化、事業量と労働量の調整、就労条件の改善、高性能林業機械の導入、原木流通の改善及び流域住民の森林への理解を促進し、もって多様な森林整備、林業生産活動の活性化を図ることを目的とする。 事業： 流域森林、林業活性化センターの運営 流域森林、林業活性化協議会の組織及び運営 その他、センターの目的を達成するために必要な事業 負担金内訳：（負担金）（H12 国調人口）（民有林面積） 矢部町 138 千円 12,386 人 13,215ha 清和村 81 千円 3,279 人 7,615ha 御船町 87 千円 18,532 人 5,189ha 嘉島町 32 千円 8,145 人 0ha 益城町 85 千円 32,160 人 1,987ha 甲佐町 57 千円 12,012 人 2,595ha 計 480 千円 86,514 人 30,601ha 積算基礎：均等割（30%）各町村 19,000 円 面積割（35%） 7.47 円 人口割（35%） 1.58 円	金額：81千円 矢部町と同じ	金額：45千円 名称：白川・菊池川流域森林・林業活性化センター 目的：センターは、白川・菊池川流域内の森林の適正な管理、林業事業体の再編・体質強化、事業量と労働量の調整、就労条件の改善、高性能林業機械の導入、原木流通の改善及び流域住民の森林への理解を促進し、もって多様な森林整備、林業生産活動の活性化を図ることを目的とする。 事業： 流域森林、林業活性化センターの運営 流域森林、林業活性化協議会の組織及び運営 その他、センターの目的を達成するために必要な事業 負担金内訳： 一の宮町 45,000 円 阿蘇町 45,000 円 南小国町 45,000 円 小国町 45,000 円 産山町 45,000 円 波野村 45,000 円 蘇陽町 45,000 円 高森町 45,000 円 白水村 45,000 円 久木野村 45,000 円 長陽村 45,000 円 西原村 45,000 円	
林道安全協会 賛助会費	金額：20千円 賛助会費のみ 20,000 円	なし	なし	

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (4)	事務事業名	林業関係協議会負担金・会費

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
熊本県林業公社費	金額：5 0 千円 名称：社団法人 熊本県林業公社 目的：公社は、熊本県内において環境の保全及び形成に配慮した造林、育林等に関する事業を行うことにより、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進を図り、もって地域経済の振興と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。 事業： 造林、育林及び、伐採に関する事業 造林又は育林に関する受託事業 分取造林及び分取育林の促進に関する事業 森林・林業の啓蒙普及に関する事業 その他公社の目的達成に必要な事業 社員の資格：熊本県、市町村、熊本県森林組合連合会及び森林組合 会費：出資1口 50,000円/年	なし	なし	
熊本県治山林道協会通常会費	金額：1 0 千円 通常会費：市町村・森林組合・県森林組合連合会 10,000円/年	金額：1 0 千円 通常会費：矢部町と同じ	金額：1 0 千円 通常会費：矢部町と同じ	
治山林道研究会費	金額：1 2 千円 会費の内訳： 治山研究会のみの場合 3,500円(=3000+500) 林道研究会のみの場合 3,000円(=2500+500) 治山、林道両方の場合 6,000円(=3000+2500+500) 計 12,500円	金額：6 千円 会費の内訳： 治山研究会費 3,000円 林道研究会費 2,500円 治山林道研究会九州支部会費 500円 計 6,000円	金額：1 2 千円 会費の内訳： 治山研究会費 6,000円 林道研究会費 5,000円 治山林道研究会九州支部会費 1,000円 計 12,000円	
治山林道技術講習会費	金額：3 0 千円 会費：治山林道技術講習会費 研修会、講習会に伴う負担金 30,000円	なし	なし	

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (4)	事務事業名	林業関係協議会負担金・会費

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
治山林道特別会費	金額：230千円 特別会費：治山及び林道事業実施市町村に対し賦課。 治山事業 ... 本工事費の1,000分の1×0.75 補助額の 1,000分の1×0.75 林道事業 ... 本工事費の1,000分の1×0.75 補助額の 1,000分の1×0.75 治山事業名 (本工事費、補助額) (特別会費) 復旧治山 18,582,000円 13,937円 予防治山 26,967,000円 20,225円 保安林 13,700,000円 10,275円 小計 52,289円 林道事業名 ふるさと林道(県営) 108,738,000円 81,554円 単県林道 10,000,000円 7,500円 小計 118,738,000円 89,054円 前年度調整額 89,000円 計 230,000円 (100円未満切りすて)	金額：29千円 特別会費：治山及び林道事業実施市町村に対し賦課。 治山事業...矢部町と同じ 林道事業...矢部町と同じ 治山事業名 (本工事費、補助額) (特別会費) 林地荒廃防止 20,445,000円 15,334円 保安林 16,100,000円 12,075円 小計 27,409円 前年度調整額 2,000円 計 29,000円 (100円未満切りすて)	金額：25千円 特別会費：治山及び林道事業実施市町村に対し賦課。 治山事業...矢部町と同じ 林道事業...矢部町と同じ 治山事業名 (本工事費、補助額) (特別会費) 復旧治山 26,276,000円 19,707円 保安林 2,800,000円 2,100円 単県治山 1,600,000円 1,200円 小計 23,007円 林道事業名 単県林道 840,000円 630円 小計 840,000円 630円 前年度調整額 2,000円 計 25,000円 (100円未満切りすて)	
	広域林道矢部水越線協議会負担金	金額：105千円 名称：広域基幹林道矢部水越線建設促進期成会、地域林業開発に貢献する。 協議会の構成：矢部町、御船町並びに両町が推薦した者 負担金：矢部町 105,000円 御船町 45,000円	なし	なし
熊本県大規模林業圏開発促進協議会負担金	金額：36千円 負担金算出基礎： 森林面積割(50%) 13,217ha 9,180円 財政規模割(20%) 4,459,208千円 3,196円 平等割 (30%) 3,000円 事業割 21,000円 計 36,000円	金額：10千円 負担金算出基礎： 森林面積割(50%) 7,615ha 5,270円 財政規模割(20%) 1,798,891千円 1,292円 平等割 (30%) 3,000円 事業割 0円 計 10,000円	金額：10千円 負担金算出基礎： 森林面積割(50%) 7,932ha 5,440円 財政規模割(20%) 2,477,142千円 1,768円 平等割 (30%) 3,000円 事業割 0円 計 10,000円	

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 3 - (4)	事務事業名	林業関係協議会負担金・会費

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
広域基幹林道清和矢部線建設促進協議会負担金	金額：100千円 名称：広域基幹林道清和矢部線建設促進協議会 目的：地域林業の発展と継続的な森林整備を推進するため矢部町、清和村が協力して基盤となる広域基幹林道の開設促進を図ることを目的とする。 委員：20名 町村長、町村議会議長並びに経済常任委員長、森林組合理事の代表、地区の代表者 事業： 計画及び調査研究 広域基幹林道建設促進のための渉外要望 関係機関との連絡調整 その他目的達成のための事業 負担金：矢部町 100,000円 清和村 150,000円	金額：150千円 名称：矢部町と同じ 目的：矢部町と同じ 委員：矢部町と同じ 事業：矢部町と同じ 負担金：矢部町と同じ	なし	
熊本県公団造林推進協議会負担金	なし	金額：19.5千円 負担金内訳：賦課率...事業費×1,000分の13 事業費：伐採 1,504,000円×1,000分の13 = 19,500円	なし	
上益城林業改良普及協会会費	金額：5千円	金額：2千円 会費のみ 2千円	なし	
林業研究会助成金	金額：45千円	なし	なし	
矢部町林業振興協議会助成金	金額：90千円	なし	なし	
上益城林業技術者普及協会負担金	金額：5千円	金額：2千円		
森林整備協議会負担金	金額：20千円			

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	林 政
事務事業番号	3 6 - 4	事務事業名	水産関係各種補助金

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	田中 今朝美

調整方針	水産関係各種補助金については、新町において検討する。
------	----------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
概要	<p>緑川漁業協同組合は、内水面漁業の振興は重要な使命である。現在の状況は、工場排、河川生態系の攪乱や河川工事、及び開発工事による河川の形質の変化、繁殖や外来植物の繁茂などの問題が多くなっている。</p> <p>当組合は、これからも河川環境を保護しながら、内水面漁業の振興を図る事を目標として、漁民や遊魚者、行政機関あるいは社会に対して警笛を鳴らし、自然界の保護にたいし、啓発に努め役割を担う事とする。</p> <p>1 教育情報 2 繁殖保護 3 漁場管理</p>	矢部町と同じ	<p>内水面漁業の振興は重要な使命である。現在の状況は、工場排水、河川生態系の攪乱や河川工事、及び開発工事による河川の形質の変化、繁殖や外来植物の繁茂などの問題が多くなっている。</p> <p>当組合は、これからも河川環境を保護しながら、内水面漁業の振興を図る事を目標として、漁民や遊魚者、行政機関あるいは社会に対して警笛を鳴らし、自然界の保護にたいし、啓発に努め役割を担う事とする。</p>	
事業	<p>魚の放流</p> <p>アユ 500 kg ハエ 300 kg ヤマメ 400 kg ウナギ 600 kg コイ 400 kg モクズガニ 300 kg</p> <p>ワカサギ卵 1,000 万粒 テナガ・モエビ 100 kg</p> <p>方流地域 緑川流域</p>	矢部町と同じ	<p>魚の放流事業</p> <p>コイ 100 kg フナ 100 kg ヤマメ 100 kg</p>	
漁業組合補助金	1 0 0 千円	1 0 0 千円	蘇陽地域漁業協同組合への助成金 運営助成 6 0 千円 放流助成 1 3 0 千円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	36-5-(1)	事務事業名	農林業土木関係事業(国・県補助事業)

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	国・県補助事業については、原則として新町においても引き続き実施する。
------	------------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
農業関係	県営ふるさと農道緊急整備事業 183,600 千円 里地棚田保全整備事業(H 1 6 年度 ~) 50,000 千円 農村総合整備事業 192,583 千円 中山間地域総合整備事業 88,972 千円 大矢野原演習場周辺障害防止対策事業 86,901 千円 ふるさと水と土保全対策事業 300 千円 経営構造対策事業(担い手育成緊急地域) 16,553 千円	県営ふるさと農道緊急整備事業 183,600 千円 里地棚田保全整備事業 50,200 千円 山村振興等農林業特別対策事業 37,877 千円 県営畑地帯総合整備事業 90,000 千円	基盤整備促進事業(大久保地区農道) 30,000 千円 農免農道整備事業(蘇陽西部線) 85,000 千円 一般農道整備事業(高畑 2 期地区農道) 120,000 千円	
	林業構造改善事業 12,864 千円 単県林道事業 10,000 千円 単県治山事業 60,917 千円 フォレスコミュニティ総合整備事業 25,942 千円 ふるさと林道緊急整備事業 45,632 千円 林地崩壊防止事業 15,724 千円	林業構造改善事業 76,644 千円 森林空間総合整備事業 42,964 千円	林業構造改善事業 167,646 千円 単県林道事業 4,100 千円 単県治山事業 2,400 千円 木材産業構造改革強化施設整備事業 29,926 千円	

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	3 6 - 5 - (2)	事務事業名	農林業土木関係事業（町村単独事業）

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	町村単独事業については、新町において検討する。
------	-------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
農業関係	矢部町農業振興事業 10,000 千円	清和村単独土地改良事業 4,578 千円	蘇陽町農道整備事業 12,000 千円	
	農林振興事業 47,380 千円 ・農林牧道（農道舗装） ・かんがい排水整備（用排水路） ・近代化施設整備（各施設） ・特殊農林産物植栽（苗木）	清和村農道舗装整備事業 21,000 千円	農業振興事業（基盤整備） 1,000 千円 土地改良区助成事業 1,000 千円	
林業関係	矢部町林業振興事業 8,000 千円			

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	36-5-(3)	事務事業名	分担金

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	各種事業分担金については、合併までに調整する。但し、合併迄に着手した事業については、旧町村の例による。
------	---

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等												
県営畑地帯総合整備事業	実施なし	<p>県営土地改良事業分担金徴収条例(平成13年6月19日)及び同条例施行規則(平成13年10月5日)</p> <p>簡易水道施設事業分担金徴収条例</p> <p>1 畑地かんがい用水施設</p> <table border="0"> <tr> <td>均等割</td> <td>1戸につき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>面積割</td> <td>10アール当たり</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>箇所割</td> <td>1箇所当たり</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>延長割</td> <td>支線1メートル当たり</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>2 営農用水施設 1戸につき 200,000円</p> <p>実績(平成14年度)</p> <p>受益者負担金: 営農飲雑用水 12,200,000円(30戸)</p> <p>畑かん用水 12,865,000円(61戸)</p> <p>4~5年の分割払い</p> <p>平成16年までに事業完了予定</p>	均等割	1戸につき	200,000円	面積割	10アール当たり	5,000円	箇所割	1箇所当たり	40,000円	延長割	支線1メートル当たり	4,000円	実施なし	
均等割	1戸につき	200,000円														
面積割	10アール当たり	5,000円														
箇所割	1箇所当たり	40,000円														
延長割	支線1メートル当たり	4,000円														
里地棚田保全整備事業	<p>目 的 : 劣悪な通作・営農条件を改善し、労力の軽減を図り、棚田機能の持つ貯水能力の維持に努め、国土、景観の保全を図る。また、都市と農村の交流の場として棚田の活用を図り、農家収益を上げ棚田の耕作の継続をソフト面から支援する。</p> <p>地区設定: 矢部町の旧御岳村の田所、下川井野を地区設定し、平成16年度実施する。</p> <p>補助率 : 国庫補助...全工種 55% 県費補助...全工種 15%</p> <p>受益者負担率: 別紙矢部町農林振興事業受益者分担金徴収条例による</p> <table border="0"> <tr> <td>農道舗装</td> <td>10%以内</td> </tr> <tr> <td>用水路改修</td> <td>20%以内</td> </tr> <tr> <td>防火水槽</td> <td>0%</td> </tr> </table>	農道舗装	10%以内	用水路改修	20%以内	防火水槽	0%	<p>目 的 : 矢部町と同じ</p> <p>地区設定: 清和村の飯屋、市野原 平成15年度実施</p> <p>補助率 : 矢部町と同じ</p> <p>受益者負担率: 清和村棚田地域等保全対策受益者分担金条例</p> <p>農道舗装 10%以内、用水路改修 10%以内、防火水槽 0%</p>	実施なし							
農道舗装	10%以内															
用水路改修	20%以内															
防火水槽	0%															

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	3 6 - 5 - (3)	事務事業名	分担金

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
里地柵田 保全整備 事業	<p>事業実施の内訳：別紙事業計画表のとおり</p> <p>農道舗装 8ヶ所 用水路改修 1ヶ所 防火水槽 1ヶ所 補助金：未定</p>	<p>事業実施の内訳</p> <p>1 農業生産基盤整備事業 道路改修工事 舗装工 (L = 844m、111m) 用水路改修工事 (L = 1,082m、301m) 道路、用水路改修工事 (L = 329m、252m) 道路、用水路改修工事 (L = 398m、258m) 補助金：総事業費 50,000 千円 (平成 15 年度事業) (国 55%、県 15%、村 30%) + 事務費 (50%、50%) 内訳 国庫補助金 27,600 千円 (55%) 県費補助金 7,500 千円 (15%) 村費負担金 15,100 千円 (30%) 受益者負担金 1,506 千円</p> <p>2 鳥獣被害防止施設事業 内容：鳥獣等による農林産物への被害防止対策として電気柵設置事業 補助：事業費の 100 分の 10 以内 (一般財源) 平成 14 年度実施なし</p> <p>3 生活環境整備事業 内容：営農用水施設の設置 受益者負担：1 戸あたり 200,000 円 平成 14 年度実施なし</p>	<p>実施なし</p>	
治山事業	<p>単県治山事業 (家の裏山等、2 戸以上)</p> <p>・急傾斜地域等の場合 事業費内訳：県補助 6 6 % 町負担 2 9 % 受益者負担 5 %</p> <p>・一般地域の場合 事業費内訳：県補助 5 0 % 町負担 4 5 % 受益者負担 5 %</p>	<p>単県治山事業 (家の裏山等、2 戸以上)</p> <p>・急傾斜地域等の場合 事業費内訳：県補助 6 6 % 町負担 1 0 % 受益者負担 2 4 %</p> <p>・一般地域の場合 事業費内訳：県補助 6 6 % 町負担 1 0 % 受益者負担 2 4 %</p>	<p>単県治山事業 (家の裏山等、2 戸以上)</p> <p>・急傾斜地域等の場合 事業費内訳：県補助 6 6 % 町負担 1 0 % 受益者負担 2 4 %</p> <p>・一般地域の場合 なし</p>	<p>災害復旧は緊急対応 単県治山事業については、3 町村ともに該当箇所を抱えているので、新町へ引き継ぐ</p>

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	3 6 - 5 - (3)	事務事業名	分担金

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等										
農 林 業 災 害 復 旧 関 係 分 担 金	矢部町農業振興事業受益者分担金徴収条例													
	農地													
	国庫補助率	50%	51～60%	62～70%	71～80%	81～89%	90	91～92%	93～94%	95%	96%	97%	98%	99%
	町負担率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4～3%	2～1%	0%	0%	0%	0%	0%
	受益者負担率	40%	40～31%	31～22%	22～13%	13～5%	5%	5%	5%	5%	4%	3%	2%	1%
	農業用施設、林道													
	国庫補助率	65%	66～70%	71～75%	76～80%	81～85%	86～90%	91～92%	93～94%	95%	96%	97%	98%	99%
	町負担率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4～3%	2～1%	0%	0%	0%	0%	0%
	受益者負担率	25%	25～21%	21～17%	17～13%	13～9%	9～5%	5%	5%	5%	4%	3%	2%	1%
	清和村農林振興事業受益者分担金徴収に関する条例													
<ol style="list-style-type: none"> 1 国の認定を受けて行う事業の（農林業生産基盤整備事業、農林業生産施設整備事業、農村生活環境基盤整備事業、集落環境整備事業、その他関連事業）の災害復旧に係る分担金の額は、補助金残額の100分の70 2 村長は、特に必要と認めた場合は、法による災害復旧事業の採択要件を満たし、かつ、法による災害復旧事業によらない災害復旧事業に対して、1と同じ分担率とすることができる。 3 1に掲げる事業で、設計書の事業費以外の経費のうち、設計委託料に100分の30を乗じた額及び事務費以外のすべての経費は、受益者の負担とする。 														
蘇陽町分担金徴収条例なし														

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町
<p>矢部町農林振興事業受益者分担金徴収条例</p> <p>昭和 54 年 3 月 19 日 条例第 8 号 改正 昭和 56 年 11 月 6 日条例第 27 号 平成 8 年 1 月 10 日条例第 1 号</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、町が国、県の補助を受けて農林業の生産基盤と農村の生活環境基盤及び環境施設を総合的、計画的に整備し、併せて農地、農業用施設、林業用施設等の災害を防止し、近代的農村社会を建設するために、その事業実施に要する受益者の分担金徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「受益者」とは、前条に規定する事業実施により、日常利益を享受する者をいう。</p> <p>(分担の割合)</p> <p>第 3 条 町は第 1 条の事業を施工するため、受益者より分担金を徴収する。</p> <p>2 受益者の分担の割合は、次のように定める。ただし、事業の実施基準は、それぞれの実施要綱の示すところによる。</p> <p>(1) 農林業生産基盤整備事業</p> <p>ア 農林道 事業費の 100 分の 10 以内 イ かんがい排水 事業費の 100 分の 20 以内</p> <p>ウ 溜池 事業費の 100 分の 20 以内 エ 暗渠排水 事業費の 100 分の 20 以内</p> <p>オ 区画整理 事業費の 100 分の 20 以内 カ 農用地開発 事業費の 100 分の 20 以内</p> <p>ただし、町道を協議して農林道で施工する場合は、矢部町土木工事受益者負担条例(昭和 45 年矢部町条例第 16 号)を準用する。</p> <p>(2) 農村生活環境基盤整備事業</p> <p>ア 集落道(集落内道路で完成後町道編入条件のものを含む。) 100 分の 5</p> <p>イ 集落排水施設 100 分の 3 ウ 集落防災安全施設 100 分の 3 エ 公園緑地 100 分の 2</p> <p>(3) 集落環境施設整備事業</p> <p>ア 集会施設 100 分の 30</p> <p>(4) 土地改良法により国、県が事業主体となる事業</p> <p>ア 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 100 分の 3</p> <p>(5) 国の認定を受けて行う農地、農業用施設、林業用施設等の災害復旧事業</p> <p>ア 農地 100 分の 40 イ 農業用施設 100 分の 25 ウ 林業用施設 100 分の 25</p> <p>ただし、激甚災害、補助率増高等の適用を受けた場合の分担の割合は、別表災害復旧事業受益者分担率表のとおりとし、査定設計分担金は、査定金額の 100 分の 2 を徴収するものとする。</p> <p>(6) 県の認定を受けて行う治山事業 事業費の 100 分の 5 以内</p> <p>(減免)</p> <p>第 4 条 前条中公共性が極めて高く、しかも広域にわたり受益者の決定が困難な工事については、分担金を減免することができる。</p> <p>(分担金納入時期)</p> <p>第 5 条 工事はすべて受益者分担金の納入後でなければ着手することができない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行し、昭和 54 年度事業から適用する。</p> <p>附 則 (昭和 56 年 11 月 6 日条例第 27 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 8 年 1 月 10 日条例第 1 号) この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年度事業から適用する。</p>	<p>県営土地改良事業分担金徴収条例</p> <p>平成 13 年 6 月 19 日 条例第 12 号</p> <p>県営土地改良事業負担金徴収条例(昭和 44 年条例第 18 号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 91 条第 3 項の規定による分担金及び第 91 条の 2 第 1 項の規定による特別徴収金(以下「分担金等」という。)の徴収に関しては、法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(分担金の徴収)</p> <p>第 2 条 法第 91 条第 2 項の規定に基づき県営土地改良事業に要する費用の一部を負担するときは、当該県営土地改良の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者その他同法施行規則第 68 条の 4 の 11 で定める者からその負担金の全部又は一部を徴収する。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第 3 条 前条の規定により徴収する分担金の額は、村が県に納付すべき額(法第 91 条第 6 項の規定に基づき負担する額を除く。)の範囲内において村長が定める。</p> <p>(特別徴収金)</p> <p>第 4 条 法第 91 条の 2 第 1 項の規定による特別徴収金を同条で定める者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定により徴収すべき特別徴収金の額は、同条第 3 項に規定する額の範囲内において村長が定める。</p> <p>(分担金等の延期等)</p> <p>第 5 条 天災地変その他特別な事情がある場合に限り、分担金等の徴収を延期し、又は減免することができる。</p> <p>(徴収手続等)</p> <p>第 6 条 分担金等の徴収手続その他この条例の施行について必要な事項は、村長が定める。</p> <p>附 則</p>	

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町
	<p>簡易水道施設事業分担金徴収条例</p> <p>昭和 32 年 3 月 20 日 条例第 7 号 改正 昭和 39 年 4 月 20 日条例第 14 号 昭和 51 年 3 月 22 日条例第 2 号 平成 7 年 12 月 20 日条例第 33 号 平成 9 年 3 月 13 日条例第 9 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、住民に飲料水を供給するため村が設置する簡易水道施設に要する費用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の規定により分担金を賦課徴収する場合にはこの条例の定めるところによる。</p> <p>(分担金の額及び賦課基準の決定) 第 2 条 各戸引込線は、自己負担として本条例より除外する。</p> <p>前条の分担金の額は、各年度ごとに当該事業に要する費用（その費用が 50,000 円未満の場合を除く。）のうち国及び県から交付を受けた補助金を控除した額の 100 分の 50 とする。ただし、平成 8 年度から実施する簡易水道事業については、1 戸当たり最高 20 万円を限度額とする。</p> <p>2 前項の分担金は、当該事業によって受益する者より徴収する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号について、村長が特に必要と認めるときはこの限りでない。</p> <p>(経費の区分) 第 3 条 第 1 条に規定する経費は、次の各号に掲げる新設、増設、修理に要する費用とする。</p> <p>(1) 水源施設 (2) 送水施設 (3) 浄化施設 (4) 配水施設</p> <p>(分担金の徴収) 第 4 条 第 2 条に規定する分担金は、工事着工前に金額を徴収する。</p> <p>(分担金の減免) 第 5 条 当該簡易水道施設事業に要する経費に充てる目的をもって物件、労力又は金銭を供与した場合は、その金銭又は物件、労力を供与の時の価格に換算した額に応じて、分担金より減免する。</p> <p>(徴収の猶予及び減額) 第 6 条 天災地変その他村長が必要と認めるときは、第 4 条の規定にかかわらず分担金又は分担金に相当する金銭の徴収を猶予し若しくはその額の一部を減ずることができる。</p> <p>(その他の規定) 第 7 条 この条例について必要なことは、村長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和 39 年 4 月 20 日条例第 14 号) この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (昭和 51 年 3 月 22 日条例第 2 号) この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 7 年 12 月 20 日条例第 33 号) この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年 7 月 1 日から適用する。</p> <p>附 則 (平成 9 年 3 月 13 日条例第 9 号) この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。</p>	

治山緊急措置法関係（抜粋）

治山緊急措置法（昭和35年3月31日法律第21号）

（目的）

第1条 この法律は、治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、国土の保全と開発を図り、もつて国民生活の安定と向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「治山事業」とは、次の各号に掲げる事業で、国が施行するもの及び都道府県又は都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものをいう。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

2 次に掲げる事業は、前項の規定にかかわらず、治山事業に含まれないものとする。

(1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける災害復旧事業

(2) 前号の事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

（治山事業7箇年計画）

第3条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を聴いて、平成9年度以降の7箇年間に於いて実施すべき治山事業に関する計画（以下「治山事業7箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 治山事業7箇年間に於けるべき事業の実施の目標

(1) 7箇年間に於けるべき事業の実施の目標

(2) 7箇年間に於けるべき事業の量

3 農林水産大臣は、第1項の規定により治山事業7箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官及び国土庁長官に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第1項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、治山事業7箇年計画を都道府県知事に通知しなければならない。

5 第1項、第2項及び前項の規定は、治山事業7箇年計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、第1項中「中央森林審議会」とあるのは、「林政審議会」と読み替えるものとする。

6 農林水産大臣は、前項において準用する第1項の規定により治山事業7箇年計画の変更の案を作成しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。この場合においては、治山事業と治水事業（社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第9号から第11号までに掲げる事業をいう。以下この項において同じ。）との総合性を確保するため、同法第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画（治水事業に係る部分に限る。）又はその変更の案との調整を図らなければならない。

（治山事業7箇年計画の実施）

第4条 政府は、治山事業7箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附 則 この法律は、昭和35年4月1日から施行する。

様式 2

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調査票

専門部会名	産 業	分科会名	農 政
事務事業番号	36-5-(4)	事務事業名	農林部局所管施設

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	飯開 秀昭

調整方針	農林部局所管施設については、現行のまま新町に引き継ぐ。
------	-----------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
設置及び管理	<p>農村施設等及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋敷多目的研修集会施設 ・西尾多目的研修集会施設 ・屋敷農村広場 ・浜西部農村広場 ・小ヶ倉健康推進施設 ・大野農村広場 ・島木地区農村環境改善センター ・入佐農村公園 ・下矢部西部地区農村環境改善センター ・菅地区農林漁家婦人活動促進センター ・菅地区農村公園 ・長野地区農村公園 ・浜町北部地区コミュニティ施設 ・御岳中央地区コミュニティ施設 <p>鮎の瀬交流施設の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鮎の瀬交流施設 <p>矢部町物産館の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢部町虹の通潤館 <p>矢部町菅キャンプ場の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猿ヶ城キャンプ場 <p>菅地区農作業準備休憩施設</p>	<p>清和村農村施設等設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松高齢者生きがいセンター ・舞岳地区多目的集会室 ・栗藤地区多目的集会室 ・尾野尻地区多目的集会室 ・貫原地区多目的集会室 ・西緑川地区多目的集会室 ・高月集落センター ・仁田尾集落センター ・米生地区多目的集会室 ・須原山村活性化支援センター ・小峰山村活性化支援センター ・木原谷地区婦人活動促進施設 ・青菜の瀬郷土料理体験館 ・安方婦人若者等活性化促進施設 <p>清和村立山村基幹集落センターの設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清和村立山村基幹集落センター <p>清和村立畜産検査場の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清和村立畜産検査場 <p>清和村菅牧場の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清和村菅牧場 <p>清和村研修センターの設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清和村研修センター <p>清和高原野菜市場 鶴ヶ田台地畑かん用水施設 越の尾地区簡易給水施設 緑川交流促進センター</p>	<p>ふれあい館設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館 <p>菅農センター設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菅農センター <p>研修センター設置条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修センター <p>そよ風パークの設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そよ風パーク <p>そよ風物産館設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そよ風物産館 <p>西部地区交流館の設置及び管理に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地区交流館 <p>ふれあい交流活動拠点施設</p>	

については、平成15年度設置

各町村条例等一覧

矢部町

清和村

蘇陽町

矢部町農村施設等設置及び管理に関する条例

昭和 60 年 6 月 28 日 条例第 18 号

改正 昭和 62 年 3 月 24 日条例第 9 号 平成 4 年 6 月 24 日条例第 19 号 平成 7 年 6 月 23 日条例第 27 号 平成 8 年 3 月 18 日条例第 8 号
平成 12 年 6 月 16 日条例第 26 号

(目的) 第 1 条 この条例は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき農村施設等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置) 第 2 条 地域農業振興と住民の健康増進及び連帯感の向上を図るため、別表のとおり、農村施設等(以下「施設」という。)を設置する。

(定義) 第 3 条 用語の定義は次のとおりとする。 農村施設等 国又は県の制度事業により町が設置した農村施設をいう。

(管理) 第 4 条 施設は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

2 前項の目的を達成するため、施設の利用者による組織(以下「利用組合」という。)に対し施設を管理委託することができる。

(使用料) 第 5 条 施設の使用料は無料とする。

(雑則) 第 6 条 この条例に定めるもののほか、施設の使用に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 24 日条例第 9 号) この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月 24 日条例第 19 号) この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 6 月 23 日条例第 27 号) この条例は、公布の日から施行し、平成 7 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 3 月 18 日条例第 8 号) この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 6 月 16 日条例第 26 号) この条例は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する

鮎の瀬交流施設の設置及び管理に関する条例

平成 11 年 9 月 29 日 条例第 8 号

(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鮎の瀬交流施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置) 第 2 条 矢部町の豊かな自然を活かし、来訪者との交流と地域の活性化を図るため、鮎の瀬交流施設(以下「交流施設」という。)を設置する。

(名称及び位置) 第 3 条 交流施設は、鮎の瀬交流施設と称し、矢部町大字菅 488 番地 1 に置く。

(管理) 第 4 条 町は、交流施設を常に良好な状態において管理し、その設置の目的に従い最も効果的に運用しなければならない。

(損害賠償) 第 5 条 故意又は過失によって、施設、設備等を破損又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないときは、この限りではない。

(管理運営の委託) 第 6 条 町は、交流施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、交流施設の管理に関する事務を菅地域振興会に委託することができる。

2 管理に関する事務の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域の活性化に関すること。 (2) 交流施設の維持及び修繕に関すること。 (3) 前 2 号のほか、町長が特に必要と認める業務に関すること。

3 管理委託料は、交流施設の維持管理に要する費用の相当額とする。

(使用料) 第 7 条 交流施設を使用しようとするものは、町の使用許可を受け、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項に定める使用料は、使用する月の前月末日までに納めなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 町長において許可を取り消したとき。 (2) 天災地変その他使用者の責に帰することのできない事由により使用できなくなったとき。

(委任) 第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 7 条関係) 使用料等 月額 32,000 円 使用の期間は、1 年を単位とし、初年度は、許可の日から当該年度末までとする。

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町
	<p>清和村立畜産検査場の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成4年3月23日 条例第2号</p> <p>(設置) 第1条 清和村は、畜産振興の拠点として畜産検査場を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 畜産検査場の名称は、清和村拜所センターと称し、位置は清和村大平939番地1に置く。</p> <p>(使用の承認) 第3条 畜産検査場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認等) 第4条 村長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認めるときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(使用) 第5条 使用者は、村長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者として注意をもって使用しなければならない。</p> <p>2 村長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させ、又は退場を命じることができる。</p> <p>(使用料) 第6条 使用料は、無料とする。</p> <p>(委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。</p>	

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町																		
		<p>蘇陽町ふれあい館設置及び管理に関する条例 昭和63年3月17日 条例第779号</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、蘇陽町ふれあい館(以下「ふれあい館」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第2条 農村地域住民の自主性、共同性を生かしながら地域に見合った集落ビジョンの策定と実践活動を通じて風土を生かした快適な環境づくりと活力あるむらづくりを総合的に推進するための共同使用施設を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第3条 ふれあい館の名称及び位置は次のとおりとする。 (1) 名称 蘇陽町ふれあい館 (2) 場所 蘇陽町大字二瀬本60番地</p> <p>(管理) 第4条 ふれあい館の管理は町長が行う。</p> <p>(使用の範囲) 第5条 ふれあい館の利用者は町民で、あらかじめ町長にグループ設立届を提出し、認定を受けたグループとする。 2 前項以外のもので町長が特に認めた場合においては、これを使用させることができる。</p> <p>(使用の許可) 第6条 ふれあい館を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、ふれあい館の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(使用の義務) 第7条 前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、ふれあい館の使用に際しこの条例に基づく規則の規定並びに町長の指示に従わなければならない。</p> <p>(利用者の制限) 第8条 町長は、次の各号の1に該当するときは、ふれあい館の使用を許可しないことがある。 (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備又は備品を毀損するおそれがあると認められるとき。 (3) 前項に定めるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 2 町長は、必要があると認めるときは、利用者の数を制限することができる。</p> <p>(使用料) 第9条 ふれあい館の利用者は、別表に定める金額に100分の105を乗じて得た金額の使用料を納付しなければならない。ただし、町長が必要と認める時は、これを免除することができる。</p> <p>(使用の取り消し等) 第10条 町長は、利用者が次の各号に該当したときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) その他管理上不相当と認められたとき。 2 使用許可の取り消しによって生じた損害については、町はその責めを負わない。</p> <p>(損害賠償) 第11条 利用者が故意又は過失によって施設、設備若しくは備品を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないときはこの限りでない。</p> <p>(管理の委託) 第12条 町長は、ふれあい館の管理を他の適当な機関に委託することができる。</p> <p>(委任) 第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成12年3月31日条例第13号)この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第9条関係) ふれあい館使用料</p> <table border="1" data-bbox="461 1203 2000 1294"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産加工室</td> <td>1日</td> <td>300円</td> <td>洗濯室</td> <td>1行程</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>多目的機能室</td> <td>1日</td> <td>200円</td> <td>L Pガス</td> <td>立法米</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>灯油については実費 使用時間 / 午前9時から午後10時までとする。 休館日 / (イ) 祝日及び毎週月曜日 (ロ) 年末、年始(12月29日から1月3日まで)</p>	区分	単位	使用料	区分	単位	使用料	農産加工室	1日	300円	洗濯室	1行程	700円	多目的機能室	1日	200円	L Pガス	立法米	400円
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料															
農産加工室	1日	300円	洗濯室	1行程	700円															
多目的機能室	1日	200円	L Pガス	立法米	400円															

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町
		<p>蘇陽町営農センター設置及び管理に関する条例</p> <p>平成 10 年 12 月 28 日 条例第 21 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、蘇陽町営農センター(以下「営農センター」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第 2 条 本町の豊富な地域資源を生かし、経営感覚に優れた効率的、安定的な農業者の育成を図るため、専門技術的な営農指導、土壌分析、土地利用調整、気象情報提供等の営農センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第 3 条 営農センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 蘇陽町営農センター 位置 蘇陽町大字今 500 番地</p> <p>(管理及び運用) 第 4 条 営農センターは、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて、効果的に運用しなければならない。</p> <p>(使用の範囲) 第 5 条 営農センターの利用者は、町民とする。 2 前項以外の者でも町長が特に認めた場合においては、これを使用させることができる。</p> <p>(使用の許可) 第 6 条 営農センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を附することができる。</p> <p>(使用の制限) 第 7 条 町長は、次の各号の 1 に該当するときは、施設の使用を制限することができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められたとき。 (2) 建物、設備又は備品を破損するおそれがあると認められたとき。 (3) 前項に定めるもののほか、管理上支障があると認められたとき。 2 町長は、必要があると認めるときは、利用者の数を制限することができる。</p> <p>(使用料) 第 8 条 営農センターの利用者は、別表に定める金額に 100 分の 105 を乗じて得た金額の使用料を納付しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用の取り消し等) 第 9 条 町長は、利用者が次の各号に該当したときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) その他管理上不相当と認められたとき。 2 使用許可の取り消しによって生じた損害については、町はその責めを負わない。</p> <p>(損害賠償) 第 10 条 利用者が故意又は過失によって施設、設備若しくは備品を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないときはこの限りでない。</p> <p>(委任) 第 11 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 2 月 1 日から適用する。 附 則 (平成 12 年 3 月 31 日条例第 14 号)この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。</p>

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町
		<p>蘇陽町研修センター設置条例</p> <p>昭和 48 年 3 月 30 日 条例第 367 号</p> <p>(目的) 第 1 条 この条例は、蘇陽町研修センターの設置及び管理に関し必要な事項を定め、本施設の高度な利用と効率的な運営を図り農業経営及技術の研修、生活改善、環境整備等農業後継者などの基礎研修を推進すると共に、これが施設の適正な維持保を図ることを目的とする。</p> <p>(名称及び位置) 第 2 条 本施設の名称は「蘇陽町研修センター」と称し、設置位置は熊本県阿蘇郡蘇陽町大字二瀬本とする。</p> <p>(内部構成) 第 3 条 蘇陽町研修センターの内部構成は、各々の目的に従い次のとおり区分する。 事務室・実験室・展示室・調理実習室・小会議室兼農事相談室・大研修室・管理人室・倉庫・便所</p> <p>(管理) 第 4 条 この施設の管理は、蘇陽町が管理し、第 1 条の目的達成のため町長は、別に管理規則を設け管理責任者をして運営にあたらせ、必要に応じては管理人を置き管理させることができるものとする。</p> <p>(使用の範囲) 第 5 条 この施設を使用できる者は、本町内の各種団体とするも、センターの主旨に鑑み広く町民の使用に供することができる。</p> <p>(使用の許可) 第 6 条 研修センターを使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。 (1) 使用者の住所・職業及び氏名 (2) 使用目的・内容 (3) 使用日時 (4) 会合者の予定人員</p> <p>(使用の制限) 第 7 条 町長は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について使用の制限その他必要な条件を付けることができる。 2 町長は、利用者が次の各号の 1 に該当する場合は、使用を許可してはならない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) その他研修センターの使用目的に反すると思われるとき。</p> <p>(使用の停止又は取消) 第 8 条 使用者が次の各号の 1 に該当するときは、町長は使用の条件をあらたに附し若しくはこれを変更し使用を停止し、又は許可を取消することができる。 (1) この条例その他これに基づく規則又は命令に違反したとき。 (2) 使用許可条件に違反したとき。 (3) 町長において必要があると認めたととき。</p> <p>(使用料) 第 9 条 研修センターの使用については、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料の額は、別表の額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。 3 使用料は許可の際、納付しなければならない。</p> <p>(使用料の減免) 第 10 条 使用目的が公であるとき、又は使用者が公共団体あるいはこれに準ずる団体の場合は使用料を減免することができる。</p> <p>(雑則) 第 11 条 この条例に定めなき事項について必要がある場合は、町長において別に定めるものとする。</p> <p>附 則 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成元年 3 月 27 日条例第 17 号) この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 9 年 3 月 24 日条例第 15 号) この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町
		<p>蘇陽町そよ風パークの設置及び管理に関する条例</p> <p>平成 7 年 11 月 6 日 条例第 22 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき蘇陽町そよ風パーク(以下「そよ風パーク」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第 2 条 本町活性化の拠点として、広く町民及び町外住民の利用に供することにより、農林業の振興を図るとともに、本町の雄大な自然を背景に利用者が心身の健やかさを回復し、相互の交流を深めることを目的として、そよ風パークを蘇陽町大字今 297 番地に設置する。</p> <p>(施設の名称) 第 3 条 そよ風パークを構成する施設の名称は別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(管理及び運営) 第 4 条 そよ風パークは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じた最も効率的に運営しなければならない。</p> <p>(管理の委託) 第 5 条 そよ風パークの設置目的を効果的に達成するため、その管理については、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、有限会社そよ風遊学協会(以下「受託管理者」という。)に委託することができる。</p> <p>(使用の許可) 第 6 条 そよ風パーク中、別表第 2 に掲げる施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。)はあらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは条件を附することができる。</p> <p>(使用の不許可) 第 7 条 町長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用者に対して使用を許可しないことができる。</p> <p>(使用者の制限) 第 8 条 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(利用料金) 第 9 条 別表第 3 に掲げる施設の使用にかかる料金(以下「利用料金」という。)については、法第 244 条の 2 第 4 項の規定により、施設の有効な活用及び適正な運営の観点から管理受託者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金については、法第 244 条の 2 第 5 項の規定により、そよ風パークの管理運営に係る人件費、物件費、利用状況等を総合的に勘案し、別表第 3 に定める上限額を超えない範囲で管理受託者が定めるものとし、その料金については、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(利用料金の納付) 第 10 条 別表第 3 に掲げる施設を利用しようとする者は、前条に基づく利用料金を納めなければならない。</p> <p>(利用料金の減免) 第 11 条 管理受託者は、利用料金について特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(損害賠償) 第 12 条 故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失させた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任) 第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 9 年 3 月 24 日条例第 5 号) この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 9 年 9 月 4 日条例第 24 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 10 年 4 月 1 日条例第 12 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 10 年 4 月 1 日条例第 13 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 10 年 4 月 1 日条例第 12 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 10 年 4 月 1 日条例第 13 号) この条例は、公布の日から施行する。</p>

別表第1（第3条関係）

施設名
ホテルウィンディ
コテージ(7棟)
田舎山荘(3棟)
ブルーベリー館
れあい農園
自遊工房
そよ風広場
商品開発研究棟
そよ風浴場
ゲートボール場
テニスコート

別表第2（第6条関係）

施設名
ブルーベリー館レストラン
ブルーベリー館売店

別表第3（第9条関係）

区 分	利用料金上限額	備 考
ホテルウィンディ	1人1泊2日	
洋室	10,000円以内	
和室	10,000円以内	
ホテルウィンディ研修室	1室1時間 2,500円以内	1時間増すごとに500円以内
ホテルウィンディ休憩室	1人1日 300円以内	
コテージ	1人1泊2日 10,000円以内	
田舎山荘	1人1泊2日 10,000円以内	
ブルーベリー館レストラン	1月につき 50,000円以内	
ブルーベリー館パン工房	1人1日 2,000円以内	
ブルーベリー館売店	1月につき 30,000円以内	
ふれあい農園	1人1日 1,000円以内	
自遊工房	1人1日 2,000円以内	
そよ風広場	1日1団体 50,000円以内	
商品開発研究棟	1日1団体 1,000円以内	
そよ風浴場	1人1日 300円以内	
そよ風浴場研修室	1室1時間 3,000円以内	1時間増すごとに500円以内
ゲートボール場	1コート1日 2,000円以内	町民は無料
テニスコート	1コート1時間 500円以内	町民は無料

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町
		<p>そよ風物産館設置及び管理に関する条例</p> <p>平成 11 年 3 月 15 日 条例第 2 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、そよ風物産館(以下「施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置) 第 2 条 本町の農林業の振興及び町民の所得向上を図るため、施設を設置する。</p> <p>(位置) 第 3 条 施設は、蘇陽町大字今 365 番地の 4 に置く。</p> <p>(管理及び運営) 第 4 条 施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営をしなければならない。</p> <p>2 施設は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 地域の農産物の活用と生産振興を行うこと。</p> <p>(2) 地域の特産品開発及び展示販売を行うこと。</p> <p>(3) その他町民の所得向上に必要な業務を行うこと。</p> <p>(管理の委託) 第 5 条 施設の設置目的を効率的に達成するため、その管理については、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、有限会社そよ風遊学協会(以下「受託管理者」という。)に委託することができる。</p> <p>(使用の許可) 第 6 条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を附することができる。</p> <p>(使用の不許可) 第 7 条 町長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用者に対して使用を許可しないことができる。</p> <p>(使用者の制限) 第 8 条 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(使用料) 第 9 条 別に定める施設の使用にかかる料金(以下「使用料」という。)については、法第 244 条の 2 第 4 項の規定により、施設の有効な活用及び適正な運営の観点から管理受託者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 使用料については、法第 244 条の 2 第 5 項の規定により、施設の管理運営に係る人件費、物件費、利用状況等を総合的に勘案し、別に定める上限額を超えない範囲で管理受託者が定めるものとし、その料金については、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用料の納付) 第 10 条 施設を使用しようとする者は、前条に基づく使用料を納めなければならない。</p> <p>(使用料の減免) 第 11 条 管理受託者は、使用料について特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(損害賠償) 第 12 条 故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失させた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任) 第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

各町村条例等一覧

矢部町	清和村	蘇陽町												
		<p>西部地区交流館の設置及び管理に関する条例 平成 8 年 3 月 25 日 条例第 10 号</p> <p>(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき西部地区交流館(以下「交流館」という。)の設置及び管理に 関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置) 第 2 条 福祉、文化、社会教育等の交流拠点として、広く住民の利用に供するために設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第 3 条 交流館の名称及び位置は次のとおりとする。 (1) 名称 西部地区交流館 (2) 位置 蘇陽町大字大野 347 番地</p> <p>(管理) 第 4 条 交流館の管理は、町長が行う。</p> <p>(使用の範囲) 第 5 条 交流館を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 蘇陽町に住所を有する者 (2) 前号以外の者で町長が認めた者</p> <p>(使用の許可) 第 6 条 交流館を利用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。 2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは条件を附することができる。</p> <p>(使用の不許可及び制限) 第 7 条 町長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を許可しないことができる。 2 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の許可を取消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(使用料) 第 8 条 使用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、町長は使用料について必要があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(損害賠償) 第 9 条 使用者が故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は、一部を免除することができる。</p> <p>(委任) 第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 12 年 9 月 25 日条例第 31 号) この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>別表(第 8 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1 時間 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1 時間 100 円</td> </tr> <tr> <td>農産加工室</td> <td>1 日 300 円</td> </tr> <tr> <td>洗濯室(洗濯)</td> <td>1 工程 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>洗濯室(乾燥)</td> <td>6 分 100 円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	大会議室	1 時間 1,000 円	小会議室	1 時間 100 円	農産加工室	1 日 300 円	洗濯室(洗濯)	1 工程 1,000 円	洗濯室(乾燥)	6 分 100 円
施設名	使用料													
大会議室	1 時間 1,000 円													
小会議室	1 時間 100 円													
農産加工室	1 日 300 円													
洗濯室(洗濯)	1 工程 1,000 円													
洗濯室(乾燥)	6 分 100 円													

専門部会名	産 業	分科会名	地 籍
事務事業番号	3 6 - 6	事務事業名	地籍調査事業

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	大塚 憲一

調整方針	地籍調査事業については、現行のまま引き継ぎ新町においても実施する。
------	-----------------------------------

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
地籍調査一般 ・全体面積 ・要調査面積 ・国有林面積 ・19条5項地域面積 ・17条地図地域面積 ・着手年度 ・終了予定年度 ・調査完了面積 ・調査残面積 ・調査計画区域	2 9 6 . 4 2 k m ² 2 1 3 . 9 0 k m ² 8 2 . 5 2 k m ² ----- ----- 平成15年度 平成49年度 0 . 0 0 k m ² 2 1 3 . 9 0 k m ² 第5次10ヵ年計画による 中南部地区より中東部地区へと計画	1 2 9 . 4 9 k m ² 1 0 0 . 8 5 k m ² 2 8 . 2 1 k m ² 0 . 4 2 + 0 . 0 1 ----- ----- 平成9年度 平成45年度 3 . 5 3 k m ² 9 7 . 3 2 k m ² 第5次10ヵ年計画による 中部地区より順次調査地区を広げる	1 1 8 . 9 2 k m ² 平方k m 1 1 6 . 5 6 k m ² 2 . 3 6 k m ² ----- ----- 平成元年度 平成32年度 3 7 . 4 8 k m ² 7 9 . 0 8 k m ² 平成15年度1筆地調査から北部に変更	調査面積が大きい。 要調査面積 431.31k m ² 残調査面積の合計 390.30k m ² 調査期間の短縮方法の検討 調査箇所の順位付け A案 旧町村単位で順位付け B案 新町全体の中で順位付け C案 GIS整備を優先 GISについては、総務専門 情報分科会 93地図情報システムに関することとの関連あり。
図郭割りについて ・実施地区	平成15年度 大字犬飼	大字大平の一部、大字米生、須原、小峰の各一部	大字神の前、白石、萌芽の、大野、矢内原、滝之上、馬見原(町一部残す)、長崎、塩原、菅尾、塩出迫、米迫、今(一部残す)、八木	現在町村毎に図郭割りをしている。合併後の図化区割りには、新管内全体により行う必要がある。世界測地施行後の新図郭番号の最終番号の次の番号から新管内全体を図郭割りして番号を振り付ける。最終番号の確認をする必要がある。
規則等	矢部町地籍調査推進委員の設置に関する条例 矢部町地籍調査における標識等の管理及び保全に関する条例	清和村地籍調査推進委員設置規則 地籍調査測量による基準杭等の管理保護に関する規則	蘇陽町地籍調査推進委員設置規則 地籍調査測量による基準杭等の管理保護に関する規則	
地籍関係手数料	未制定	清和村手数料条例 プロッタ出力によるもの 1,000円/1枚 地積図根三角測量観測計測図 500円/1枚又は1件 地籍図根多角測量座標計算成果図 500円/1枚又は1件 筆界番号図 500円/1枚又は1件 座標面積計算成果図(1筆図) 300円/1筆 地積図(A2版) 500円/1枚 地籍集計図(A1版) 1,000円/1枚 上記の図書の閲覧 300円/1件	蘇陽町手数料条例 地籍図、地籍図網図の写 500円/1枚 地籍図集成図の写 500円/1枚 その他地籍成果に関する公簿の写 300円/1枚	手数料の金額を統一する必要あり。地籍関係書類の種類について再検討の必要あり。

専門部会名	産 業	分科会名	地 籍
事務事業番号	3 6 - 6	事務事業名	地籍調査事業

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	大塚 憲一

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
担当職員数	正職員：2名（係長1名、主事1名） 嘱 託：なし 臨 時：1名（女性）8時間勤務 賃金 5,160円/日	正職員：2名（係長1名、主事1名） 嘱 託：2名（男性） 8時間勤務 月の3/4日 準備、調査、整理を主とする作業 賃金 6,200円/日 8/8 1名（女性） 6時間勤務 3/4日時間 賃金 4,900円/日 6/6	正職員：3名（室長1名、審議員1名、 室長補佐1名） 嘱 託：1名（男性） 8時間勤務 月15日勤務 準備、調査、整理を主とする作業 賃金 5,600円/日 1名（女性） 8時間勤務 月15日勤務 事務全般補助、電算機・レーザー業務 賃金 5,600円	地籍調査推進の方針による職員構成の検討 1直営調査、2外注化、3単独費による外注化 以上の組み合わせにより職員数等の検討が必要である。 嘱託職員の職務、賃金について検討 1職務内容、2勤務時間、3賃金、4年休、手当等について、5採用等の方法について
嘱託雇用契約書		毎年度当初契約（別紙のとおり）	毎年度当初契約（別紙のとおり）	
事務設備等	電算：国土情報株式会社リース：1年目 システム内容 一筆支援システム 地籍調査においては、大量のデータを処理しなければなりません。基礎資料である法務局の土地登記簿（要約書）を整理点検し、所ユーザー又は、その相続人、現在の管理者を調査しなければなりません。調査時には、調査票を一筆毎に作成し、その結果を記入し、測量結果を入力し、集計することになります。このように、地籍調査を進める上で必要な事務手続きを電算により行うものです。（地籍調査に必要な事務の一部を電算にて行う方法） 土地台帳管理システム 付属品 プロッター・レーザープリンター 地籍専用車無し 総務管理車1台を利用予定	電算：国土情報株式会社リース 7年目 システム内容 一筆支援システム 矢部町と同じ 土地台帳管理システム 付属品 デジタイザー、プロッター、レーザープリンター 地籍専用車無し 建設課専用車2台を利用	電算：地籍管理支援システム 三菱電機クレジット九州支店 平成8年3月導入後 H13年度よりリース契約に変更 一筆支援システム 矢部町と同じ 土地台帳管理システム 付属品 自動製図器 プロッター 地籍専用車 2台	電算機種の統一 データの統一 国土庁フォーマット 地籍フォーマット2000
調査体制	E工程 全部直営 15年度 一部外注の予定あり19年度から 調査班1班にて実施 外注にて3班予定 E工程外注についても職員が必ず立会する 町職員3名、推進委員2名 (2名増員の場合、外注に備えて)	E工程 全部直営 15年度 一部外注の場合あり 14年度 調査班 2班にて実施 E工程外注についても職員が必ず立会する	工程別作業内容 直営 A（事業計画、手続き） B（準備） E（1筆地調査） H（とりまとめ、地籍図、地籍簿の作成） 認証	調査計画と体制の検討 直営と外注にて実施 直営のみにて実施 外注+単独外注にて実施 (外注とは、補助対象の場合)

専門部会名	産 業	分科会名	地 籍
事務事業番号	3 6 - 6	事務事業名	地籍調査事業

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	大塚 憲一

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
調査体制			請負 C (地籍図根三角測量) D (地籍図根多角測量) F (地籍細部測量) G (地籍測定) E 工程 1 班体制 3 名 (職員 2 名、嘱託 1 名)	調査班の構成と実施体制の整備 仕事量の調整、仕事内容の統一性、 仕事の質の均一性、全体のバラン スを考慮した組織への検討 計画、準備 閲覧、地元説明 調査、測量 委託業者 地元調整 整理、検査 点検、電算 閲覧 認証、登記 修正、協議
地元説明会等	調査地区、範囲が決定したら、地元説明会を実施 地元公民館等にて P M 7 時 ~ P M 1 0 時頃まで ・地籍調査とは ・調査の方法について ・地籍調査推進委員の地元推薦 字毎に 2 名 ・個人負担について ・辞令交付式について	調査地区、範囲が決定したら、地元説明会を実施 地元公民館等にて P M 7 時 ~ P M 1 0 時頃まで ・地籍調査とは ・調査の方法について ・地籍調査推進委員の地元推薦 字毎に 2 名 ・個人負担について ・辞令交付式について	調査地区、範囲、土地所有者が決定したら、地元説明会を実施 公民館等利用 P M 7 時 ~ P M 9 時頃まで ・地籍調査の概要について、ビデオ等活用する。 ・地籍調査推進委員を調査区域(小字)ごとに 2 名推薦してもらう	
地籍調査推進委員辞令交付式	地籍調査推進委員長を互選 事務打合せ：集合場所、調査方法、日程等	地籍調査推進委員長を互選 事務打合せ：集合場所、調査方法、日程等	推進委員辞令交付式は別途町長出席のもと行い、推進委員の役割についての説明会を兼ねて行う。	
字毎検討会	実施しない	字ごとに関係者全員と推進委員、職員で現地の地形、土地の状況、所有者、刈払い箇所、境界確認等を行う。 一日午前午後一字とする。	字ごとに推進委員、職員で現地の地形、土地の状況、所有者、刈払い、箇所、境界確認等を行う、	字毎の検討会を実施するか否か その必要性 これに代わるものがあるか 個人負担について統一する必要がある
負担区分	一筆境界杭 30×30×400 プラスチック杭 民地境界は、個人負担。	一筆境界杭 30×30×300 プラスチック杭 民地境界は、個人負担。 但し杭代金の 10% を村負担 平成 1 5 年度は 20% 村負担。以下順次 10% 増加させる予定 プラスチック杭以外の境界杭(ピン)については村負担 筆界基準杭(70×70×600 黄杭)の場合も、300 プラ杭と同じ金額	1 筆境界杭 民地境界は個人負担、長狭物境界は町負担。 平成 1 5 年度以降、町助成を検討	一筆境界杭の個人負担について

専門部会名	産 業	分科会名	地 籍
事務事業番号	3 6 - 6	事務事業名	地籍調査事業

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	大塚 憲一

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
負担区分	目印旗竹杭 地元に作成依頼 作成した本数から賃金を計算して支払う。	目印旗竹杭 地元に作成依頼 必要全数量の 2/3 本数を長狭物、村有地、国道、 県道、公共物に使用する本数とする。 作成した本数から賃金を計算して支払う	目印テープ竹杭地元に必要全数量を作成依頼	竹杭の地元負担について 竹杭の調達方法について、統一する必要がある。 地区の事業であるとの、認識を有するか否かである。
境界刈り払	個人負担にて実施 民地と町有地、長狭物との境界についても個人にて刈払いを行う。 町有地のみ、境界については町負担による刈り払いを依頼（賃金支払い）する	個人負担にて実施	地権者にて実施 民地と町有地、長狭物との境界についても個人にて刈払いを行う。 町有地のみ、境界については町負担による刈り払いを委託（森林組作業班） 刈り払い境界確認は、調査前に隣接所有者が立会して行う。	民地境界については、個人財産の管理というところから、個人にて刈り払いを行う。 地元負担について統一する必要がある
一筆境界杭の調達	役場から森林組合等に一括して注文、使用	役場から森林組合等に一括して注文、使用。 個人ごと、長狭物ごとに使用本数を記録。調査完了後、個人と役場に分けて集計。 個人分の合計額を森林組合は一括請求 推進委員長へ。 村分、長狭物分、公共物分、10%村負担分、地元以外の個人負担分の合計額については、森林組合は一括請求、個人負担分については役場より請求。 送金分は雑収入として受け入れ。	推進委員代表者から森林組合に一括して注文、使用。 小字ごとに町職員が各個人の使用本数を記録。調査完了後、小字、地権者ごとに集計し、推進委員代表者に報告。 代表者は地権者に必要額を請求し、森林組合に一括して支払う。	一括注文、推進委員長（代表者）への請求については同じ 地元関係者以外の土地所有者への杭代金請求について違いがあるので、統一する必要がある。 公有地（自治体財産）長狭物、国道、河川に使用した杭代金の請求方法について、打ち合わせ必要
調査	現地にて立会者から署名をもらう。 印を持参している人からは印までもらう。 署名が得られなかった場合、閲覧時確認の署名押印をもらう。	現地にて立会者から署名をもらう。 印鑑を持参している人からは印までもらう。 署名が得られなかった場合、閲覧時に立会、確認の署名押印をもらう。	現地にて所有者、代理の立会者等から署名、捺印をもらう（公民館等集合場所にて）。 当日の不立会者については、連絡がつく人は調査終了後、現場を確認してもらい、署名、捺印。連絡がつかない人は閲覧時に立ち会い、確認の署名、捺印をもらう。	
調査筆数	一日 20 筆前後にて計画	一日 20 筆前後にて計画	一日あたり 3 ~ 4 0 筆実施してきたが、平成 15 年度より 2 0 筆程度で計画したい。	
調査素図	字素図：字図を A 0 版に拡大したもの 測点素図：調査後の境界杭の位置、番号を記入したもの	字素図：字図を 2 倍に拡大したもの 測点素図：調査後の境界杭の位置、番号を記入したもの	字素図：字図を A 2 サイズに適宜調整し、デルミナ感光紙に複写する 測点素図：調査後の境界杭の位置、番号を記入したもの	
調査票	A 4 版	B 5 版（平成 15 年度より A 4 版とする）	A 4 版	

専門部会名	産 業	分科会名	地 籍
事務事業番号	3 6 - 6	事務事業名	地籍調査事業

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	大塚 憲一

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
閲覧	場所：役場施設を利用予定 未閲覧者：郵送にて閲覧署名押印をお願いする。 調査票未署名者分についても同封する。	場所：役場施設を利用 集落センター、林業センター 未閲覧者：郵送にて閲覧署名押印をお願いする。 調査票未署名者分についても同封する。	場所：役場施設を利用 公民館等公共施設 未閲覧者：郵送にて閲覧、署名、捺印を依頼する。	
測地系	世界測地系：平成15年から	日本測地系：平成9年～11年まで変換なし 日本測地系四隅変換：平成12年～13年まで 世界測地系：平成14年から 平成9年～13年までの全データ →座標変換予定	地籍図：平成14年度から世界測地系 平成元年～13年分までの座標変換は シールで対応 電算世界測地系変換については今後の検討課題。	世界測地系への座標変換について 調査完了分の地籍図の四隅変換と シール貼付作業が残っている。 全データの座標変換が必要。 今後の座標データ使用が新旧へ 併存することがしばらく続くの で、変換ソフトの備え付けとデー ターの保存が必要である。 各町村間のデータの共有につい ては、国土庁フォーマット、地籍 フォーマット2000による数値 情報化がなされておれば、問題な く共有化できるとのことである。 確認と共有化の方法について確認 しておく必要がある。
数値情報化	なし	平成9年～12年まで完了 座標変換なし 平成9年～11年 国土庁フォーマットによる数値情報化 国土情報開発株式会社	平成11年度滝上まで完了 座標変換無し	
データの管理	登記移動データについては毎月更新 法務局よりの税務課への通知により 更新データは、コピーして地番順、更新時 順で保存 地籍図の管理 税務課用地籍図 地籍係りにて保存 日常、上記のコピー使用 地籍図の更新 更新ごとに番号を付し、旧図は複製原図面と して全て保存	平成12年地籍フォーマット2000による数値情 報化 国土情報開発株式会社 登記移動データについては毎月更新 法務局よりの税務課への通知により 更新データは、コピーして地番順、更新 時順で保存 地籍図の管理 税務課用地籍図 地籍係りにて保存 日常、上記のコピー使用 地籍図の更新 更新ごとに番号を付し、旧図は複製原図面 として全て保存	登記移動データについては毎月更新 法務局よりの税務課への通知により税務課 で更新する 地籍図の管理 税務課固定資産係、地籍係にて保存 日常、上記のコピー使用 地籍図の更新 更新ごとに番号を付し、旧図は複製原図面 として全て保存	移動データの更新担当課について 検討 毎月更新するか 地籍係における利用の仕方 コピーを使用 税務課原本を利用

専門部会名	産 業	分科会名	地 籍
事務事業番号	3 6 - 6	事務事業名	地籍調査事業

提出責任者	専門部会長	今村 日出海
"	分科会代表	大塚 憲一

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
<u>委託</u>	清和村等の例により実施予定	国土調査（地籍調査）委託契約約款 一般用 国土調査（地籍調査）委託契約約款 随意契約用 地籍調査数値情報化業務委託契約約款 有限会社清和資源 F 工程と E 工程を随意契約により発注 平成 1 3 年設立、100%清和村出資の会社。 職員 4 名（測量士 3 名、事務 1 名）	請 負 国土調査（地籍調査）請負契約書 国土調査（地籍調査）仕様書 蘇陽町地籍調査数値測量仕様書	入札、契約、支払いについて（管理 係りで検討事項） 指名競争入札について 随意契約について 予定価格の公表の有無 資金前途制度の有無 出来高払い制度の有無 代理受領の制度の有無
<u>負担金</u>	熊本県国土調査推進協議会負担金 129 千円 熊本県国土調査推進協議会上益城支部負担金 112 千円	熊本県国土調査推進協議会負担金 184 千円 熊本県国土調査推進協議会上益城支部負担金 87 千円	熊本県国土調査推進協議会負担金 152 千円 熊本県国土調査推進協議会阿蘇支部負担金 95 千円	

関連法令等（抜粋）

国土調査法関係（昭和26年6月1日法律第180号）

（目的）

第1条 この法律は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「国土調査法」とは、次の各号に掲げる調査をいう。

- （1）国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
 - （2）都道府県が行う基本調査
 - （3）地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査又は水調査で第5条第4項又は第6条第3項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う治績調査で第5条第4項若しくは第6条第3項の規定による指定を受けたもの又は第6条の3第2項の規定により定められた事業計画に基づくもの
- 2 前項第1号及び第2号の「基本調査」とは、土地分類調査、水調査及び地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに土地分類調査及び水調査の基準の設定のための調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 3 第1項第1号及び第3号の「土地分類調査」とは、土地をその利用の可能性により分類する目的をもって、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び科学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊の作成することをいう。
- 4 第1項第1号及び第3号の「水調査」とは、治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 5 第1項第3号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。
- 6 第2項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。
- 7 第1項第1号に規定する基本調査、土地分類調査又は水調査を行う国の機関は、これらの国土調査の各々について政令で定める。

（基礎計画及び作業規定の準則）

第3条 国の機関が行う国土調査及び都道府県が行う基本調査の基礎計画は、国土交通省令で定める。

- 2 国土調査の作業規定の準則は、国土交通省令で定める。

（国の機関が行う国土調査の実施に関する計画及び作業規定）

第4条 国の機関が行う国土調査の実実施計画は、前条第1項の基礎計画に基いて、当該調査を行う国の機関が作成する。

- 2 前項の実実施計画は、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得て定めなければならない。
- 3 第1項の国の機関が行う国土調査の作業規定は、前条第2項の作業規定の準則に基づいて、当該調査を行う国の機関が作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国の機関が第2条第1項第1号の国土調査を行う場合においては、当該調査が行われる都道府県におけるその実施の方法について、当該都道府県の意見を聴かななければならない。

（都道府県が行う国土調査の指定）

第5条 都道府県は、国土調査として基本調査を行おうとする場合においては、第3条第1項及び第2項の基礎計画及び作業規定の準則に基づいて、その実施に関する計画及び作業規定を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

- 2 都道府県は、基本調査の成果に基づいて、国土調査として第2条第1項第3号の調査（地籍調査で第6条の3第2項の規定により定められた事業計画に基づくものを除く。以下第6条第1項において同じ。）を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 都道府県は、第3条第2項の作業規定の準則に基づいて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規定を作成して、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前3項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規定を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規定の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該都道府県がこれに同意したときはその計画若しくは作業規定に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

(市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定)

第6条 市町村又は土地改良区等は、基本調査の結果に基づいて、国土調査として第2条第1項第3号の調査を行おうとする場合においては、その実施に関する計画を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村又は土地改良区等は、第3条第2項の作業規定の準則に基づいて、前項の規定による届出をした計画に係る調査の作業規定を作成して、これを都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による届出があつた場合においては、その届出に係る計画及び作業規定を審査し、その結果に基づいて当該調査を国土調査として指定し、又は当該届出に係る計画若しくは作業規定の変更を勧告し、若しくは必要な助言をした場合において当該市町村又は土地改良区等がこれに同意したときはその計画若しくは作業規定に変更を加えて国土調査として指定しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定によつて当該国土調査の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣等(当該指定に係る調査が、市町村が行う場合にあつては国土交通大臣、土地改良区等が行うものである場合にあつては国土交通大臣及び土地改良区等を所管する大臣をいう。以下同じ。)の意見を求めることができる。

5 都道府県知事は、第3項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

国土調査法施行令(昭和27年3月31日政令第59号)

(土地改良区その他の者)

第1条 国土調査法(以下「法」という。)第2条第1項第3号の規定による政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 土地改良区及び土地改良区連合

(2) 土地区画整理組合

(3) 農業協同組合及び農業協同組合連合会

(4) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

(5) 農業委員会

(6) 水害予防組合法(明治41年法律第50号)の規定に基づき設立される水害予防組合及び水害予防組合連合

(7) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

(8) その他前各号に準ずる者で、国土交通省で定めるもの